

平成 27 年第 3 回（定例会）

日向東臼杵広域連合議会会議録

平成27年11月10日

日向東臼杵広域連合議会

平成27年

第3回日向東臼杵広域連合議会
(定例会) 会議録

日向東臼杵広域連合告示第3号

平成27年第3回日向東臼杵広域連合議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成27年10月28日

日向東臼杵広域連合長 黒木健二

記

- | | | |
|-------|----------------|----------|
| 1 期 日 | 平成27年11月10日（火） | 午後3時開会 |
| 2 場 所 | 日向市本町10番5号 | 日向市議会議事堂 |

目 次

目 次

○会期及び議事日程	1 1
○付議事件名並びに審議結果	1 2
○11月10日	
議事日程第1号	1 5
開 会	1 6
○会議録署名議員の指名	1 6
日程第1 会期の決定	1 7
日程第2 広域連合長提出議案第3号、第4号、第5号審議	1 7
上程	1 7
提案理由説明（広域連合長）	1 7
補足説明（広域連合事務局長）	1 8
質疑	1 9
委員会付託（省略）	1 9
討論	2 0
採決	2 0
日程第3 広域連合長提出認定第1号審議	2 0
上程	2 0
提案理由説明（広域連合長）	2 0
補足説明（広域連合事務局長）	2 1
監査委員の決算審査意見書の説明	2 6
質疑	2 7
委員会付託（省略）	2 8
討論	2 8
採決	2 8
日程第4 委員会提出議案第1号審議	2 8
上程	2 8
提案理由説明（議会運営委員長）	2 8
質疑	2 9
討論	2 9
採決	2 9

閉 会 29

会 期 及 び 議 事 日 程
付議事件名並びに審議結果

○会期及び議事日程

1、会 期 11月10日（1日間）

2、議事日程

月 日	曜	種 別	内 容
11月10日	火	本 会 議	会議録署名議員の指名
			1、会期の決定 2、広域連合長提出議案第3号、第4号、第5号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決） 3、広域連合長提出認定第1号審議 （上程、提案理由説明、監査委員の決算審査意見書の説明、質疑、討論、採決） 4、委員会提出議案第1号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○付議事件名並びに審議結果

〔広域連合長提出議案〕

番号	件名	審議結果
3	公平委員会委員の選任について	原案同意
4	日向市東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
5	日向市東臼杵広域連合火葬場条例の一部を改正する条例	原案可決

〔広域連合長提出認定〕

番号	件名	審議結果
1	平成26年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算	原案認定

〔委員会提出議案〕

番号	件名	審議結果
1	日向市東臼杵広域連合議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決

11月10日

議 事 日 程 第 1 号

平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日 午後 3 時開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 広域連合長提出議案第 3 号、第 4 号、第 5 号審議

(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 広域連合長提出認定第 1 号審議

(上程、提案理由説明、監査委員の決算審査意見書の説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 委員会提出議案第 1 号審議

(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○

○本日の会議に付した事件

1、会期の決定

2、広域連合長提出議案第 3 号、第 4 号、第 5 号

3、広域連合長提出認定第 1 号

4、委員会提出議案第 1 号

○

出 席 議 員 (1 7 名)

1 番	畝 原 幸 裕	2 番	松 葉 進 一
3 番	若 杉 盛 二	4 番	友 石 司
5 番	黒 木 高 広	6 番	日 高 和 広
7 番	三 樹 喜久代	8 番	海 野 誓 生
9 番	甲 斐 栄	1 0 番	甲 斐 勲 一
1 1 番	若 本 幸 徳	1 2 番	中 田 政 雄
1 3 番	那 須 清	1 4 番	椎 葉 芎 一
1 5 番	安 田 茂 明	1 6 番	内山田 善 信
1 7 番	菊 地 稿 治		

説明のための当局出席者

広域連合長	黒木健二	門川町副町長	金丸隆康 (安田修副広域連合長代理)
美郷町副町長	岩倉朗 (尾畑英幸副広域連合長代理)	副広域連合長	西川健
副広域連合長	椎葉晃充	副長	小林隆洋
代表監査委員	成合学	会計管理者	寺原政志
広域連合長 事務局長	児玉貴美	日向市長 総合政策部	奈須典夫
日向市総務部長	甲斐敏	日向市長 市民環境部	黒木雅由
日向市建設部長	松田洋玄	門川町長 環境水道課	山松富士光
美郷町 町民生活課長	廣瀬雄二	諸塚村 住民福祉課主査	坂本和代 (甲斐光治課長代理)
椎葉村 税務住民課長	黒木治実		

議会事務局出席者

局長	柏田淳一	書記	濱田卓己
----	------	----	------

開会 午後3時00分

○議長（畝原幸裕） ただいまから平成27年度第3回日向東臼杵広域連合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（畝原幸裕） 会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員に、3番若杉盛二議員と16番内山田善信議員を指名します。

日程第1 会期の決定

○議長（畝原幸裕） 日程第1、会期の決定を議題とします。

この定例会の会期及び議事日程について、議会運営委員会審査の経過並びに結果の報告を委員長に求めます。8番海野誓生議員。

○8番（海野誓生）〔登壇〕 それでは、御報告申し上げます。

本日招集されました平成27年第3回定例会の会期及び議事日程につきまして、去る10月28日、議会運営委員会を開催しましたので、委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、人事案件1件、条例2件、決算1件、委員会提出議案1件の計5件です。以上の議案につきまして、当局から概要の説明を受け、審査しました結果、会期を本日1日間とし、議事日程はお手元に配付してあります案のとおり決定いたしました。

それでは、議事日程の内容について、その概要を申し上げます。

日程第2、広域連合長提出議案第3号、第4号、第5号、日程第3、広域連合長提出認定第1号及び日程第4、委員会提出議案第1号の審議方法につきましては、いずれも委員会付託を省略し、1審議で採決まで行う予定です。

なお、本定例会における一般質問については、質疑通告がありませんでした。

以上、本定例会の会期及び議事日程につきまして、その概要を申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。〔降壇〕

○議長（畝原幸裕） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 質疑を終わります。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

○

日程第2 広域連合長提出議案第3号、第4号、第5号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（畝原幸裕） 次は、日程第2、広域連合長提出議案第3号から第5号を一括して議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（黒木健二）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

議員各位におかれましては、平成27年第3回日向東臼杵広域連合議会に御参集いただきまして、まことに御苦労さまでございます。

それでは、早速、議案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

今議会におきまして審議をお願いいたします議案は、人事案件1件、条例2件、決算1件の計4件であります。

まず、議案第3号公平委員会委員の選任についてであります。

公平委員会委員3名のうち、寺原正さんの任期が本年11月30日をもって満了となりますので、寺原さんを引き続き選任したいとするものであります。

寺原さんは、2期8年にわたり東郷町議会議員として多方面にわたり活動されたことから、地方自治に造詣が深く、行政に関して深い識見を有しておられます。また、平成23年10月から日向市公平委員会委員を、同年12月からは本広域連合公平委員会委員として、職員の利益と公正な人事権の行使の保護などに御尽力をいただいておりますので、今後さらなる御活躍をいただけるものと期待しているところであります。

次に、議案第4号日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、独立行政法人通則法の一部改正が施行されたことに伴い、引用条文の改正及び用語の修正を行うものであります。

次に、議案第5号日向東臼杵広域連合火葬場条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、火葬場使用料の条文にただし書きを設け、また使用料別表の備考に説明を追加するものであります。

以上3件につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては広域連合事務局長に補足させますので、よろしく御審議方いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（畝原幸裕） 次に、広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（児玉貴美） それでは、条例につきまして、配付いたしております議案書に基づきまして説明いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。

初めに、情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が本年4月に施行され、独立行政法人が3つの法人に分類されたことに伴いまして、関連する本広域連合の情報公開条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

そこで、2ページ、改正前の欄の第7条の第2号オの条文の上から3行目になりますが、「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を、改正後、「第4項、行政執行法人」というように、引用条文の改正及び用語の修正を行うものでございます。

次に、議案書 4 ページと 5 ページをお願いいたします。

火葬場条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回は本条例について 2 つの改正を行うものです。

まず、1 点目は第 6 条になります。

斎場使用料は、ここにありますように、火葬だけではなく待合室などの使用料もございます。このような使用料につきましては、事前に市町村の窓口におきまして利用者に納めていただいております。

申請の際に納めていただいているところですが、使用しないことを理由に使用料の還付を認めますと、安易な使用申請を招きまして、施設運営上の支障やほかの住民の利用機会を妨げるおそれがあるために、火葬場条例第 6 条第 2 項において使用料は還付しないものとしております。

しかし、災害その他の事故など、また火葬場施設や備品等の損壊やふぐあいなどの施設の維持管理上の問題など、本人の意思とは異なる不測の事由により使用できなくなる場合も考えられるため、今回、例外規定を設けることとし、改正後の欄に示していますように、第 6 条第 2 項の後段にただし書きを加えるものでございます。したがって、利用申込者が全く個人的な都合により取り消された場合は、これまでどおり還付できない取り扱いとなります。

なお、還付できる分は、この条例の施行の日以降に納入される使用料から適用することとしたしております。

次に、2 点目ですが、斎場使用料の欄の一番右側の列の項目に「汚物 人体の一部 その他」と種別を記載しています。

最近、一度火葬して墓地などに納めた遺骨が、その量が多くなり納め切れなくなりそうなので、それらを 1 つにまとめたいため、もう一度火葬してほしいとか、お寺に移すのにまとめたいためなどの相談が市町村の窓口が届いているようでございます。

このような場合の取り扱いについては、本条例の「その他」の取り扱いになる旨明記するため、下の備考欄に（4）として、火葬された遺骨をもう一度焼く場合は、この表の「汚物 人体の一部 その他」の欄に該当しますといった一文を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（畝原幸裕） 以上で提案理由の説明を終わります。

なお、議案については、事前に配付しておりますので、熟読していただいたものとして議事を進めさせていただきます。

ただいまから質疑に入りますが、質疑は通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件については、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。

ただいま議題となっております案件について討論を許します。討論交互の原則によって、まず原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 討論を終わります。

採決します。まず、議案第3号公平委員会委員の選任についてを採決します。ただいまの案件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第4号日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第5号日向東臼杵広域連合火葬場条例の一部を改正する条例を一括して採決します。ただいまの案件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 広域連合長提出認定第1号審議（上程、提案理由説明、監査委員の決算審査意見書の説明、質疑、討論、採決）

○議長（畝原幸裕） 次は、日程第3、広域連合長提出認定第1号を議題といたします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（黒木健二） 〔登壇〕 続きまして、認定第1号平成26年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算について、概要を御説明申し上げます。

平成26年度の決算総額は、歳入が前年度比10.8%減の7億3,337万3,904円、歳出が前年度比11%減の7億971万8,249円、歳入歳出差引額は2,365万5,655円であります。

平成26年度は、平成22年度から5年をかけ整備しておりました国の交付金を活用した清掃センター長寿命化工事の最終年度でありました。清掃センターは、本工事によりまして安全で安

定した施設の運営とごみ処理能力の確保が図られたところであります。

また、日向地区斎場東郷霊苑につきましても、適正な運営管理を行ってまいりました。

今後とも、広域連合広域計画に掲げる基本方針に基づき、構成市町村を初め、関係機関・団体と緊密な連携のもと、効率的・効果的な広域行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、広域連合事務局長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（畝原幸裕） 次に、広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（児玉貴美） それでは、認定第1号平成26年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

配付しております平成26年度歳入歳出決算書に基づき御説明申し上げます。

まず、決算書の25ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

平成26年度の歳入総額が7億3,337万4,000円、歳出総額が7億971万8,000円となっております。したがって、歳入歳出差引額は2,365万6,000円の黒字決算となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支の額が2,365万6,000円となります。この2,365万6,000円は、全てを28ページに記載しておりますそれぞれの基金に積み立てております。

ページを戻っていただきまして、2ページから5ページまでは款及び項の区分ごとにまとめた歳入歳出決算の状況でございます。

3ページをごらんください。

先ほど御説明いたしましたとおり、歳入総額は歳入済額の合計額になりますが、7億3,337万3,904円となっております。前年度と比較し、10.8%減少しております。最終予算額に対する歳入の執行割合は100.2%でした。

4ページ、5ページが歳出です。

歳出総額が7億971万8,249円となっております。前年度と比較し、11.0%減少しております。最終予算額に対する歳出の執行割合は、97.0%でした。

続きまして、8ページから23ページまでが歳入歳出の事項別明細書となっております。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

表は、左のページが款項目の予算区分ごとの予算現額、右のページが収入済額となっております。

歳入のうち大きな割合を占めますのが構成市町村の分担金ですが、表の上のほう、款項目の

区分で言いますと、款の1分担金及び負担金、項の1分担金になります。

右のページ、9ページの収入済額の欄の上から2段目です。分担金の総額が4億9,800万4,000円となっております、歳入総額の67.9%を占めております。

備考欄に構成市町村の分担金の内訳がありますが、この分担金の積算につきましては、議案参考資料の12ページから14ページに調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

10ページをお願いします。

表の一番上、款項目の款、国庫支出金です。

平成22年度から実施しております清掃センター基幹的設備改良事業は、国の循環型社会形成推進交付金を活用して実施しておりますが、右のページを見ていただきますと、6,660万円となっております。これが平成26年度分の交付金です。対象事業費の3分の1が交付されました。

同じく10ページの一番下の欄にごございます款7項1繰越金、目1前年度繰越金です。

右のページの収入済額が1,236万7,517円となっております。これは、平成25年度決算に係る剰余金の一部を富高本谷区にごございます運動広場の整備事業に充てるため、平成26年度に繰り越したものです。

次のページ、12ページをごらんください。

表の一番下にあります款9組合債です。

右のページの収入済額が1億1,980万円となっております。これは清掃センター基幹的設備改良事業財源として起債した借入金収入です。歳入総額の16.3%を占めております。

以上が歳入の主な内容でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、18ページになります。

中ほどになります款3衛生費、項1保健衛生費、目1斎場施設費です。

斎場施設費の支出済額が、右のページ、5,111万7,020円となっております。主な支出は委託料の2,590万2,073円です。東郷霊苑の運転管理業務委託などです。

事業ごとの内訳は備考欄に記載しておりますが、これについては後ほど成果報告の中で御説明いたします。

一番下の欄の項2清掃費、目1最終処分場費ですが、次の21ページにかけて節ごとの予算現額、支出済額を記載しております。

19ページ下の備考欄にごございます最終処分場施設整備事業に要した支出につきましては、後ほど成果報告の中で御説明申し上げます。

20ページの上のほうに項2ごみ処理施設費がございます。

右のページ、支出済額が5億3,116万7,977円となっております。これは清掃センター焼却施設の管理運営全般に要した経費でありまして、歳出全体の74.8%を占めております。

主な支出は委託料です。これは主に清掃センターの運転管理委託です。

それから、工事請負費、これは主に基幹的設備改良事業に伴います工事費の支出です。

備考欄に記載しています各事業につきましては、後ほど成果説明の中で御説明いたします。

一番下の欄の款4公債費ですが、これは平成14年度から17年度にかけて東郷霊苑の建設時に起債いたしました借入金及び平成22年度からの清掃センター基幹的設備改良事業の借入金のそれぞれ元金と利子償還に要した支出です。

右のページ、公債費の支出済額が7,062万9,936円となっておりまして、前年度比4.4%の増、歳出総額の10.0%を占めております。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、30ページをお開きください。

平成26年度に実施いたしました主要な施策の成果報告でございます。

各実施事業の概要について御説明いたします。

まず、総務一般事務費でございます。

予算額の状況ですが、当初予算1,129万1,000円に対しまして、補正後予算2,329万1,000円となっております。これは平成25年度の決算剰余金の一部の1,200万円を繰り越したことによるものです。

業務の内容ですが、広域連合の総務、財務全般に係る事務として、正副連合長会議や担当者会議の開催、圏域住民等への情報発信の事業、また広域連合の事務局があります管理棟の施設管理などを総務一般事務費の中で実施いたしております。これに加え、昨年度は本広域連合の一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。それから、地元振興策として整備してまいりました富高運動広場の移設に伴いますグラウンド整備やトイレ設置として31ページ中ほどに記載しています委託料44万8,200円、それから3件の工事請負費の1,146万7,596円などを執行し、地元の方々に大変喜ばれているところでございます。全体的に的確かつ円滑な事務処理を行うことができたと考えております。

次に、32ページをお開きください。

日向地区斎場施設整備事業でございます。

まず、ページ上の決算の状況ですが、予算額670万円に対しまして、決算額669万1,600円となっております。

東郷霊苑の施設は、供用開始後10年目に入り、既に耐用年数を経過した設備があらわれておりますので、火葬業務に支障を来すことのないよう、東郷霊苑管理運営中期計画に基づき、順次、計画的な整備に努めているところでございます。

平成26年度に実施いたしました主な工事は、火葬炉耐火台車、これは5台分の上部取りかえ工事になりますが、216万円、火葬炉主燃焼用バーナーコーン5基分の取りかえ工事116万6,400円、火葬炉の炉圧制御ダンパー2基分の取りかえ工事170万6,400円などを行いました。

次に、33ページをごらんください。

斎場施設運営管理費でございます。

予算額4,156万円に対しまして、決算額4,130万7,809円となっております。

財源内訳にありますその他の収入の2,910万145円の主なものは、火葬のための斎場使用料です。

東郷霊苑につきましては、公衆衛生上の施設として、また亡くなられた方の葬送を行う公共施設としての役割を十分に果たすことができるよう、適切な運営管理に努めているところでございます。

ページ下のほうに主な支出を記載しております。

支出のうち最も大きなものが、株式会社日向衛生公社に業務委託しております運転管理業務委託費の2,224万8,000円です。ほかの支出といたしまして、火葬炉の運転に必要な灯油などの燃料費、光熱水費等の支出が大きな割合を占めております。

次のページに、平成26年度の火葬件数及び通夜や葬儀の際に使用した待合室利用件数の実績を記載いたしております。

前年度と比較し、火葬件数が78件、待合室利用の利用件数が2件と、大幅に増加しております。このことに伴い、燃料費、光熱水費等の火葬業務に要する需用費は増加する結果となりました。

評価といたしまして、火葬の執行件数は見込みより多くなったものの、補正予算を組むことなく、年度を通して適切な整備と良好な運営管理を行うことができたと考えております。

次に、右の35ページをごらんください。

一般廃棄物最終処分場施設整備事業でございます。

まず、ページ上の決算の状況ですが、予算額691万4,000円に対しまして、決算額361万874円となっております。

ページ中ほどの2事業の実績・成果に記載していますとおり、次期最終処分場の整備に向け、選定した候補地について構成市町村の担当課長と協議、検討を行い、翌年度以降の事業推進の手順等について方向性を決めました。また、これまで次期最終処分場の候補地としていました門川町栄ヶ丘地区の候補地につきましては、整備計画の廃止に伴い関係地区の住民説明会を開催いたしました。

それから、主な支出の最終処分場施設利用負担金269万5,492円ですが、これは、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の2町2村から排出されました不燃系廃棄物をひゅうがりサイクルセンターで処理した後に出了た残渣、不燃残渣と言われますが、これを日向市の一般廃棄物最終処分場で埋め立て処理していますので、広域連合から一括して日向市に支出した処理負担金でございます。決算額が減った主な理由としては、この埋め立て量が減少したことによります。

次に、36ページをお開きください。

廃棄物処理施設基幹的設備改良事業でございます。

予算額 2 億 5,165 万 7,000 円に対しまして、事業の決算額が 2 億 4,757 万 8,720 円となっております。

これに対する財源が国庫支出金、先ほど御説明いたしました循環型社会形成推進交付金です。それから、地方債 1 億 1,980 万円、残りを一般財源で充当しております。

基幹的設備改良事業につきましては、平成 22 年度から 26 年度までの 5 カ年で実施しておりますが、平成 26 年度では第 3 期工事を終了し、計画の全工程を完了いたしました。

これまでの改良事業によりまして、1 号炉、2 号炉とも建設当初の処理能力である 1 日 1 炉当たり 80 トンの処理能力を回復し、安定した稼動状況に戻りました。

主な支出といたしましては、工事請負費の 1 億 9,980 万円です。

工事内容は、1 号炉と 2 号炉の炉内にストーカと呼ばれる火格子がありますが、これを耐久性の高い水冷式へと改良工事を行いました。また、同じくサイドウォールと呼ばれる炉内に設置した耐火金属板があります。これはストーカと炉壁を保護するものですが、このサイドウォールの改修工事等を行いました。ほかは、炉内耐火物の附帯工事、ごみ計量機の改良工事等になります。

37 ページをごらんください。

ごみ処理広域化事業でございます。

予算額 37 万 7,000 円に対しまして、決算額 22 万 3,565 円となっております。

本事業は、圏域内から排出されます一般廃棄物の効率的な処理を推進するため、構成市町村で異なる分別品目の統一化、生ごみ等の資源化及び処理体制の統一化について検討したソフト事業でございます。

検討に際しましては、学識経験者、構成市町村からの住民代表、関係機関の代表から成るごみ処理広域化推進協議会及び構成市町村の担当課長等で構成します幹事会において、平成 24 年度にコンサル業者と共同実施しましたごみ収集方法に関する調査研究報告をもとに、平成 25 年度から 2 カ年間検討いたしました。

主な支出といたしましては、38 ページになりますが、会議への出会謝金及び旅費の 11 万 9,085 円が上げられます。

事業の評価といたしまして、今後の広域化による効率的なごみ処理の実現に向けた先ほどの 3 つの事項につきまして検討することができ、それぞれの方向性を定めることができました。

最後に、ごみ処理施設運営管理費でございます。

39 ページをごらんください。

清掃センターに係る管理運営全般の事業になります。

まず、事業の決算の状況ですが、予算額 2 億 5,671 万 2,000 円に対しまして、決算額 2 億 4,845 万 6,225 円となっております。

財源内訳のその他170万398円は、下水道し渣の処理負担金や鉄骨廃材処分費などでございます。

ページ下のほうに、ごみ焼却量の実績表をお示ししております。

平成26年度のごみ焼却量は、日向市が対前年度比0.5%増になったものの、ほかの町村は全て減少しており、構成市町村全体で対前年度比4.2%減少しております。

40ページをお開きください。

ごみ焼却に必要な、電気、水道、燃料の使用料の実績及び焼却時に発生いたします排ガスの測定結果を記載しております。

ごみ量の減少及び日向市の一般廃棄物最終処分場の処理水を前年度より多めに利用できたことによりまして、電気及び水道の使用量は前年度と比べ減少いたしておりました。しかし、燃料につきましては、改良工事以外の機器の故障等による炉の立ち上げ・立ち下げ回数が前年度と比べふえたことや、前年度末の給油のタイミングにより使用料が増加しております。

ページの下の段に主な支出について記載しております。

支出の一番大きなものが、清掃センターの運転管理業務の委託料で、1億3,197万6,000円となっております。運転管理業務は株式会社日向衛生公社に委託しております。

また、次のページの上から2段目に記載していますが、ごみの焼却処理に直接必要な光熱水費、中でも電気料で2,859万8,373円を支出しております。

(4)の負担金補助及び交付金ですが、清掃センターにおいてごみを焼却した後の焼却灰は日向市の一般廃棄物最終処分場で埋め立て処理しております関係で、日向市に対しまして1トン当たり1万1,600円の利用負担金を支出しております。先ほど御説明いたしました、ひゅうがりサイクルセンターで処理した後に出了た不燃残渣の埋め立て処理に係る負担金も同じ単価となります。平成26年度は2,747万888円でした。

事業の評価といたしまして、突発的な機器の故障に際しても適切に修繕を行うとともに、長寿命化計画書に基づき基幹的設備改良事業以外の設備機器類を計画的に維持補修することができ、安定かつ効率的なごみの焼却処理を行うことができました。

以上で説明を終わります。

○議長（畝原幸裕） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員に決算審査意見書の説明を求めます。監査委員。

○監査委員（成合 学） [登壇] それでは、お手元の平成26年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算審査意見書により、その概要を御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

第4、審査の結果であります。

審査に付されました歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数においても正確で、平成26年度における歳入歳出予算の執行状況はおおむね

適正であると認められました。

次に、第5、決算の概要についてであります。以下2ページの歳入の状況から9ページの財産に関する調書まで、項別に前年度と比較しながら掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

11ページをお開きください。

「むすび」であります。

当年度の決算額は、歳入総額7億3,338万円、歳出総額7億972万円で、前年度に比べ歳入で8,909万円、10.8%、歳出では8,788万円、11.0%、それぞれ減少しており、その結果、実質収支額は2,366万円となっております。

各施設の管理運営状況について述べますと、まず、東郷霊苑については、当年度の使用状況が1,311件で、前年度より80件、6.5%の増となっており、内訳を見ますと、火葬件数が78件、待合室の使用件数が2件と、それぞれ増加しています。施設の維持管理では、供用開始から10年が経過し火葬炉等の経年劣化が進行していることから、当年度も、日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画に基づいて、火葬炉設備の耐火台車上部、主燃焼用バーナーコーン及び3号炉、4号炉炉圧制御ダンパーの取りかえ工事等が行われています。

次に、清掃センターについては、ごみの焼却量が、各市町村のごみ減量化の積極的な取り組みにより、2万2,817トンと、前年度に比べ4.2%減少しており、減量化が進んでいます。さらに今後は、ごみ処理広域化推進協議会等において構成市町村のごみの分別化を統一して進めていくことが確認されており、さらなる減量化が期待されます。

また、施設の長期的な延命対策として平成22年度から実施している廃棄物処理施設基幹的設備改良事業については、平成26年度で第3期工事が終わり、全工程が完了したことにより、1号、2号焼却炉は建設当初の80トンという処理能力を回復し、安定した稼動状況に戻るとともに、ダイオキシン類の測定結果も周辺環境を保全するための環境基準をクリアしており、適正な管理運営がなされています。

このように、各施設の管理運営についてはおおむね適正に執行され、効率的に共同処理が行われていますが、引き続きそれぞれの計画等に沿って施設の老朽化対策など適切な管理運営に努めるとともに、ごみ減量化については広域連合全体としては既に延命化長期計画書に掲げる目標を達成してはいるものの、一層の積極的な取り組みが求められます。

今後とも、広域計画に基づきながら、限られた財源の有効活用を図り、事務の効率化と計画的な管理運営を望むものであります。

以上で決算審査意見書の概要説明を終わります。〔降壇〕

○議長（畝原幸裕） 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

ただいまから質疑に入りますが、質疑は通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。

ただいま議題となっております案件について討論を許します。討論交互の原則によって、まず原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 討論を終わります。

採決します。ただいま議題となっております認定第1号平成26年度日向東臼杵広域連合歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

○

日程第4 委員会提出議案第1号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（畝原幸裕） 次は、日程第4、委員会提出議案第1号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、8番海野誓生議員。

○8番（海野誓生） 〔登壇〕 それでは、委員会提出議案第1号日向東臼杵広域連合議会会議規則の一部を改正する規則につきまして提案理由を申し上げます。

本年5月、女性活躍担当大臣から全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対し、女性議員が活躍できる環境整備の一環として本件改正の要請があり、これを受けまして両議長会とも標準会議規則を一部改正しております。

この改正は、女性議員が出産する場合にあらかじめ議長または委員長に欠席届を提出できる条項を追加するものであり、男女共同参画の観点から広域連合議会においてもこれに準拠し、第2条及び第84条において同様の改正を行うものであります。

施行日は公布の日からとしております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

○議長（畝原幸裕） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 討論を終わります。

採決します。ただいま議題となっております委員会提出議案第1号日向東臼杵広域連合議会
会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畝原幸裕） 御異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第1号は原案のと
おり可決されました。

以上で本定例会の日程を全て終了いたしました。

これをもって平成27年度第3回日向東臼杵広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時44分

署 名 者

日向東臼杵広域連合議会議長 畝 原 幸 裕

日向東臼杵広域連合議会議員 若 杉 盛 二

日向東臼杵広域連合議会議員 内 山 田 善 信